平成２２年（フ）第３１３号
神奈川県厚木市下荻野1178番地６コーポフジ101
債務者　根岸　雅昭
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３１４号
神奈川県厚木市下荻野1178番地６　コーポフジ101
債務者　根岸　眞澄
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３１９号
神奈川県愛甲郡愛川町中津3671番地の１　ルミエールＡ201
債務者　中村　貞章
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３２３号
神奈川県厚木市三田南１丁目15番１―504号
債務者　新井　悠希
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１２４１号
名古屋市中川区八家町１丁目122番地の３
債務者　浦川　正喜
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５８号
香川県高松市植松町274番地　県住19―103、住民票上の住所香川県高松市国分寺町柏原41番地　県住26―508
債務者　那須　保之
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前11時35分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第９２号
佐賀県三養基郡上峰町大字坊所3233番地３グレイスフル今泉３番館102号
債務者　中埜　克彦
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２７号
鹿児島県指宿市十町898番地コーポサリー201
債務者　川畑　盛春
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで　鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第３７号
鹿児島県指宿市小牧437番地、住民票上の住所鹿児島県指宿市新西方726番地市営新西方団地６
債務者　浜口　里美
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで　鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第６１２号
仙台市宮城野区榴岡３丁目11番６―302号
債務者　松木　英一
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２０２号
秋田市楢山石塚町８番13号
債務者　梁田　哲彦
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２０号
秋田県南秋田郡井川町北川尻字下田面八十刈202番地　かいどう団地113号
債務者　鈴木　鏡子
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２２号
秋田市中通６丁目16番11号　シティパレス駅前401号、前住所岐阜県下呂市萩原町宮田704番地５
債務者　松田美恵子（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３２２号
福島市黒岩字林ノ内21番地の３
債務者　鈴木　愛子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで　福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１３１号
茨城県桜川市南飯田98番地１　粂谷住宅３
債務者　山本　時代
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１８２号
茨城県那珂市中里345番地２　盲老人ホームナザレ園
債務者　栗田　吉和
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２５１号
茨城県久慈郡大子町大字下野宮2282番地
債務者　萩庭　和子
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで　水戸地方裁判所